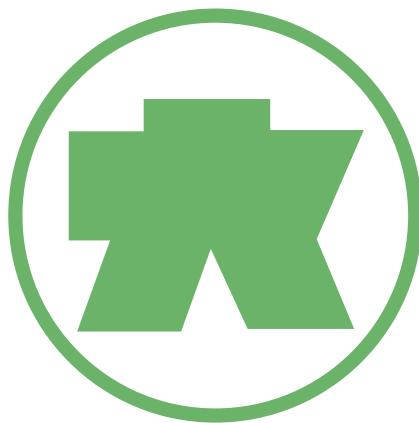
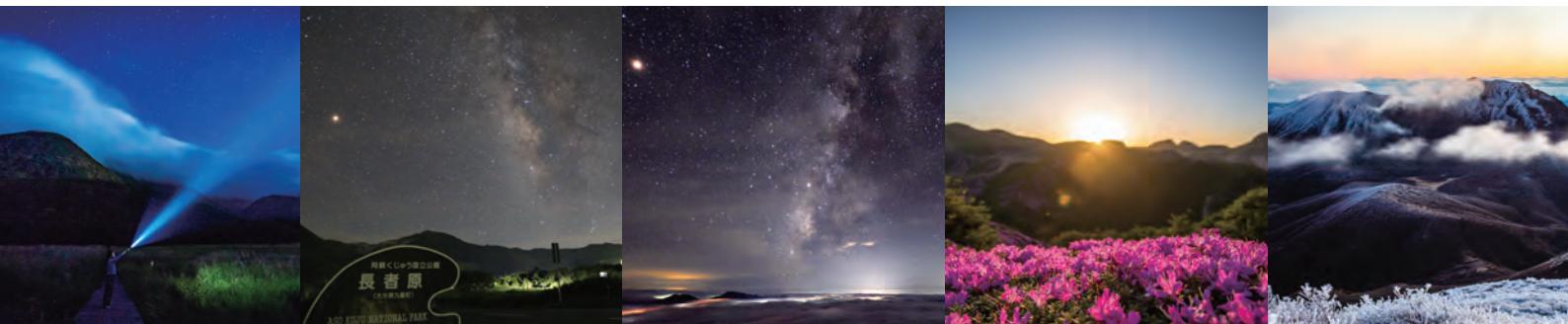


KOKONO-E-TOWN



# 資料編



## 1. 九重町第5次総合計画策定経過

日付	項目
令和3年	
4月 1日	策定委員会(第1回)
7日	策定委員会(第2回)
14日	住民アンケート調査(~4月28日)
16日	2040年問題アンケート調査(~5月7日) 専門部会委員募集(~5月7日)
21日	2040年問題CATV番組放送(~5月2日)
30日	作業部会(第1回)
5月 14日	策定委員会(第3回)
17日	作業部会(第2回)部会長・副部会長会議
28日	策定委員会(第4回)
6月 3日	SDGs研修会(APU須藤教授)
4日	策定委員会(第5回)
11日	策定委員会(第6回)
18日	策定委員会(第7回)
21日	議会説明(第4次総合計画総括)
7月 1日	策定委員会(第8回)
6日	作業部会(第3回)部会長・副部会長会議
21日	作業部会(第4回)部会長・副部会長会議
27日	専門部会(第1回)
10月 1日	策定委員会(第9回)
8日	作業部会(第5回)部会長・副部会長会議 緑陽中学校 将来像アンケート調査(~10月13日)

日付	項目
14日	作業部会(第6回) 部会長・副部会長会議
15日	策定委員会(第10回)
18日	策定委員会(第11回)
19日	策定審議会(第1回) 策定審議会へ諮詢
25日	作業部会(第7回) 部会長・副部会長会議 策定委員会(第12回) 策定委員会(第13回)
11月 15日	策定委員会(第14回)
16日	策定審議会(第2回)
29日	作業部会(第8回) 部会長・副部会長会議
30日	専門部会(第2回)
12月 8日	策定審議会(第3回)
10日	議会説明(基本構想・基本計画) 専門部会(第3回)
15日	専門部会(第4回)
16日	策定委員会(第15回)
20日	緑陽中学校 まちづくりへの提言発表会

#### 令和4年

1月 5日	パブリックコメント(～1月24日)
2月 9日	策定審議会(第4回)
15日	策定審議会から答申
22日	策定委員会(第16回)
3月 18日	議会説明(第5次総合計画)

## 2. 九重町第5次総合計画策定審議会及び専門部会

### 設置要綱

#### 【九重町第5次総合計画策定審議会】

九重町告示第90号

九重町第5次総合計画策定審議会設置要綱を次のように定める。

令和3年7月1日

九重町長　日野康志

#### (目的)

第1条 この要綱は、九重町第5次総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

#### (設置)

第2条 町の行政を総合的かつ計画的に推進するために、町長の諮問に応じ九重町第5次総合計画(以下「総合計画」)の策定に関し必要な事項を調査及び審議するため、審議会を設置する。

#### (組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 各種団体を代表する者

(2) まちづくりの識見を有する者

(3) 総合計画策定に関する専門部会を代表する者

(4) その他町長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 任期は、委嘱の日から計画策定終了までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 審議会に委員長を置く。委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 前項の場合において委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は必要と認めたとき、審議会に諮り、関係者の出席を求め意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定に関わらず、最初に開かれる会議は町長が招集する。

## 【九重町第5次総合計画策定作業部会】

九重町告示第91号

九重町第5次総合計画策定審議会設置要綱を次のように定める。

令和3年7月1日

九重町長　日野康志

(設置)

第1条 新たな総合計画(以下「計画」という。)の策定に係る専門的な事項を調査検討するため、九重町第5次総合計画策定専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 部会は次のとおり5つの分野に定める。

- (1) 地域社会・コミュニティ
- (2) 生活環境・防災
- (3) 医療・保健・福祉
- (4) 産業振興
- (5) 教育・文化・スポーツ

2 委員の各部会の定数は7人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 各種団体から推薦を受けた者
- (3) 行政職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 任期は、委嘱の日から計画策定終了までとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長各1名を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により定める。なお、部会長及び副部会長について、行政職員は選任できないものとする。

3 部会長は、部会を代表し、副部会長は部会長を補佐する。

(所掌事項)

第5条 部会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果等を報告するものとする。

- (1) 計画の内容に関すること。
- (2) その他、計画の策定上必要な事項に関すること。

(会議)

第6条 部会の会議は、必要のある都度部会長が招集する。

2 部会長は、部会の所掌事項に関係する者の出席を求めることができる。

### 附 則

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定に関わらず、最初に開かれる会議は町長が招集する。

## 委員名簿

【九重町第5次総合計画策定審議会】

氏 名	所 属 等	備 考
佐 藤 テイ子	九重町社会福祉協議会 会長	委 員 長
小 田 詰 志	九重町区長会 会長	副委員長
渡 邊 秀 雄	九重町観光協会 会長	委 員
赤 峰 正 敏	九重町商工会 会長	"
高 橋 洋 徳	大分県農業協同組合 飯田高原支店 支店長	"
高 倉 佐登美	(専門部会) 地域社会・コミュニティ部会	"
今 吉 由 泰	(専門部会) 生活環境・防災部会	"
藤 野 裕 史	(専門部会) 医療・保健・福祉部会	"
松 平 努	(専門部会) 産業振興部会	"
安 部 道 和	(専門部会) 教育・文化・スポーツ部会	"

## 【九重町第5次総合計画策定専門部会】

部 会	氏 名
①地域社会・コミュニティ	日野 克哉 梅木 豊彦 小幡 邦代 高倉 佐登美 佐藤 繁 藤野 匡宏 江藤 寿雄
②生活環境・防災	衛藤 清治 須藤 泰也 川野 智美 井原 暢大 今吉 由泰 小田 執司 井上 隆史
③医療・保健・福祉	藤野 裕史 江藤 清子 甲斐 恭子 森 淳子 清竹 清子 日野 幸治 廣田 裕子
④産業振興	松平 努 本松 悅子 佐藤 博昭 高倉 祐仁 島田 憲之 麻生 賢宏 吉武 直裕
⑤教育・文化・スポーツ	日野 隆一郎 江上 共江 安部 道和 田邊 博康 梅木 宏美 佐藤 晶子 井上 直樹

## 諮詢書・答申書

【諮詢書】

九企第702号

令和3年10月19日

九重町第5次総合計画策定審議会 委員長 殿

九重町長 日野 康志

九重町第5次総合計画(案)について(諮詢)

社会経済環境の変化と本町が抱える諸課題に的確に対応するとともに、持続可能なまちづくりに向けた行政運営の新たな基本方針として、九重町第5次総合計画(計画期間:令和4年度～令和13年度)を策定したいことから、九重町第5次総合計画策定審議会設置要綱(令和3年九重町告示第90号)第2条に基づき、九重町第5次総合計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

## 【答申書】

令和4年2月15日

九重町長 日野 康志 殿

九重町第5次総合計画策定審議会

委員長 佐藤 テイ子

九重町第5次総合計画(案)について(答申)

令和3年10月19日付九企第702号で諮問のありました九重町第5次総合計画(案)について、下記のとおり答申します。

記

九重町第5次総合計画は、審議会及び専門部会の意見に加え、住民・中学生アンケート等を行い、住民ニーズの把握に努めながら今後10年間の九重町のまちづくりの方針を定めた内容となっており、最上位計画として全体を網羅した計画書になっていると評価します。

今後は、住民に対して計画書の内容を適切に周知し、住民と行政が一体となり、これまで大切に引き継がれてきた「豊かなこころ」や「癒やしの自然」を次世代に繋ぐことのできるまちづくりの実現に向け、次の事項に配慮し、各施策を実施していただくよう要望します。

- 1 あらゆる分野の施策等を網羅する計画であることから、分野別体系となっていますが、事業実施に際しては、これから重要度が増す「共生社会」を意識し、課題解決のため分野横断的に事業に取り組まれたい。
- 2 本計画では、若い世代の意見を取り入れ策定を行っていることから、バトンを受取る(次代を担う)学生や子どもが見ても分かるような計画書を作成されたい。
- 3 本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や住民ニーズを的確に把握するとともに外部有識者等による事業の評価・検証及び意見聴取等を経たうえで、時代に即した柔軟な事業展開に努め、必要に応じて計画の見直しを図られたい。

以上

### 3. 九重町第5次総合計画策定委員会及び作業部会

#### 設置要綱

九重町訓令第1号

九重町第5次総合計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

九重町長　日野康志

##### (設置)

第1条 九重町第5次総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、府内に九重町第5次総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

##### (組織)

第2条 委員会は、課設置条例第1条に規定する課の長、教育委員会事務局組織規則第2条に規定する課の長、選挙管理委員会書記長、総務課参事兼隣保館長、会計管理者兼会計課長、九重“夢”大吊橋施設所長兼九重グリーンパーク所長、保健福祉センター所長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、子育て交流センター所長、みつばこども園長、飯田こども園長、農業委員会事務局長、学校給食センター所長、教育振興課参事、九重文化センター所長兼中央公民館長兼地区公民館長兼図書館長及び議会事務局長兼監査委員事務局長をもって組織する。

##### (所掌事務)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 九重町第5次総合計画を策定すること
- (2) 町民アンケートに関すること
- (3) 第4次総合計画の総括に関すること
- (4) その他総合計画の策定に必要な事項

##### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもっててて、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、教育長をもっててて、委員長が事故あるときはその職を代理する。

##### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (作業部会)

第6条 第3条に規定する所掌事項を行うに当たり、具体的な調査研究及び検討を行うため、必要に応じ作業部会を置くことができる。

2 作業部会の所掌事項及び構成員等については、委員長が別に定める。

## (任期)

第7条 委員会の委員の任期は、総合計画策定をもって満了する。

## (庶務)

第8条 策定委員会の事務局は企画調整課に置き、全体の連絡調整を行う。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行し、総合計画の策定をもってその効力を失う。

## 委員名簿

【九重町第5次総合計画策定委員会】

職名	氏名	備考
副町長	時松 賢一郎	委員長
教育長	濱田 淳	副委員長
総務課長兼選挙管理委員会書記長	友松 直和	委員
総務課参事兼隣保館長	穴井 昌博	"
危機管理情報推進課長	井上 健二	"
会計管理者兼会計課長兼税務課長	武石 勝巳	"
商工観光・自然環境課長 兼九重“夢”大吊橋施設所長 兼九重グリーンパーク所長	志賀 一哉	"
住民課長	佐藤 信一	"
健康福祉課長兼保健福祉センター所長兼 新型コロナワイルスワクチン接種対策室長	竹尾 孝一	"
子育て支援課長兼子育て交流センター所長	渡辺 淳子	"
みつばこども園 園長	佐藤 初代	"
飯田こども園 園長	飯室 美千代	"
農林課長兼農業委員会事務局長	吉光 泰三	"
建設課長	武石 哲也	"
教育振興課長兼学校給食センター所長	小幡 英二	"
教育振興課 参事	尾方 道晃	"
社会教育課長兼九重文化センター所長兼 中央公民館長兼地区公民館長兼図書館長	松尾 勝紀	"
議会事務局長兼監査委員事務局長	工藤 和典	"
企画調整課長	熊谷 博文	" (事務局長)

## 【九重町第5次総合計画策定作業部会】

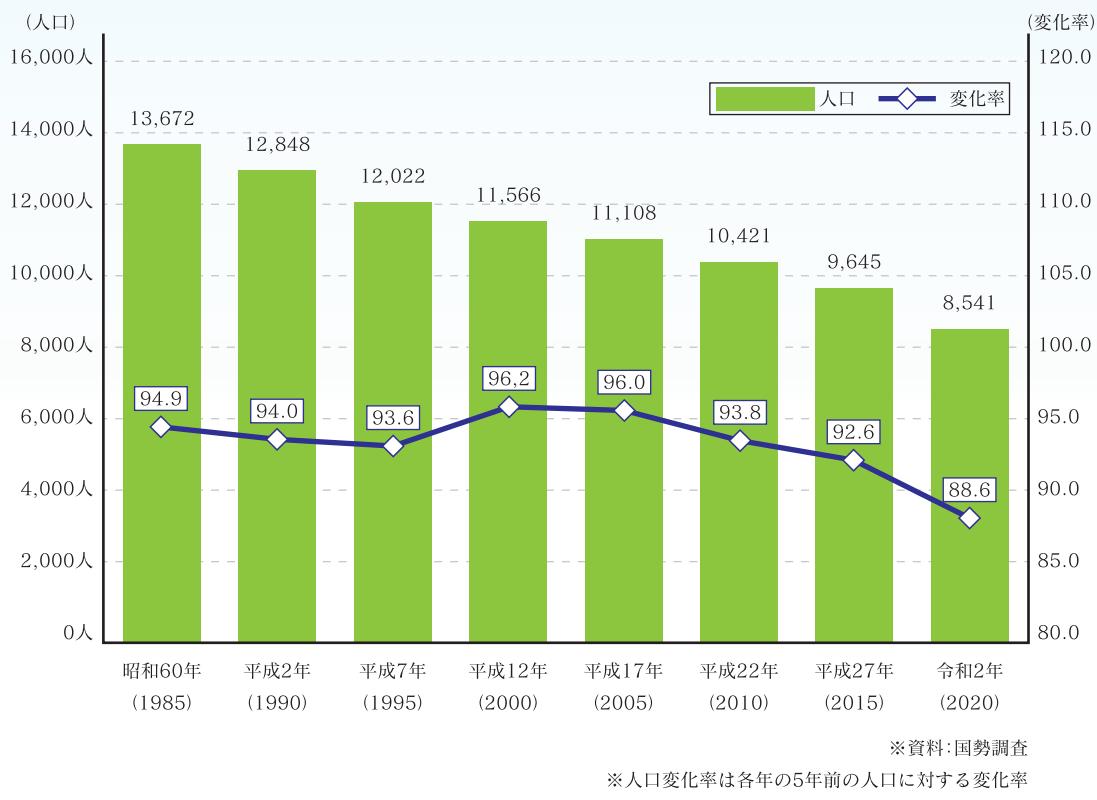
部 会	職 名	氏 名
総務部会	財政グループリーダー	藤野 匡宏
	行政グループリーダー	小田 隆宏
	契約検査管財グループリーダー	山口 真
	田舎暮らし応援グループリーダー	玉井 寛人
	議事グループリーダー	江藤 寿雄
	収税グループリーダー	生田 良治
	会計グループリーダー	高倉 智子
	課税グループリーダー	佐藤 直樹
生活環境・防災部会	地域情報交通グループリーダー	小田 執司
	消防防災グループリーダー	麻生 聰士
	自然環境グループリーダー	井上 隆史
	地籍グループリーダー	帆足 公夫
	管理水道グループリーダー	穴井 貴宣
	工務グループリーダー	五十川 宏
	建築グループリーダー	丸小野 賢二
医療・保健・福祉部会	介護保険グループリーダー	日野 幸治
	新型コロナウイルス ワクチン接種グループリーダー	穴井 由江
	保健衛生グループリーダー	廣田 裕子
	福祉グループリーダー	小橋 徹也
	部落差別解消 人権対策グループリーダー	後藤 大
	隣保館グループリーダー	井上 瑞枝
	国保年金グループリーダー	佐藤 隆一
	住民グループリーダー	河島 大輝
産業振興部会	広報統計グループリーダー	梅木 紀利
	観光グループリーダー	麻生 賢宏
	商工・企業誘致グループリーダー	藤原 征治
	観光施設グループリーダー	河野 公保
	農業委員会グループリーダー	若杉 美紀
	農業振興グループリーダー	青木 和人
	畜産林業グループリーダー	吉武 直裕

部会	職名	氏名
教育・文化・スポーツ部会	教育振興グループリーダー兼教育指導グループリーダー	佐藤 史明
	給食センターグループリーダー	麻生 みか
	社会教育グループリーダー	井上 直樹
	公民館・文化センターグループリーダー	畠山 伸恵
	子育て支援グループリーダー	佐藤 晶子
	年長グループリーダー	武石 法子
	年少グループリーダー	須藤 みゆき
	飯田こども園グループリーダー	梅木 多恵子
2040プロジェクトチーム	財政グループリーダー	藤野 匡宏
	子育て支援グループリーダー	佐藤 晶子
	田舎暮らし応援グループリーダー	玉井 寛人
	自律のまちづくりグループリーダー	佐藤 祐輔
	公民館・文化センターグループリーダー	畠山 伸恵
	畜産林業グループリーダー	吉武 直裕
	住民グループ	渡邊 栄美
	行政グループ	永楽 剛士
	観光グループ	帆足 一悦
	子育て支援グループ	吉光 奈々江
	自然環境グループ	赤峰 ちひろ

## 4. 統計データ

### 人口の動向

【人口と人口変化率の推移】

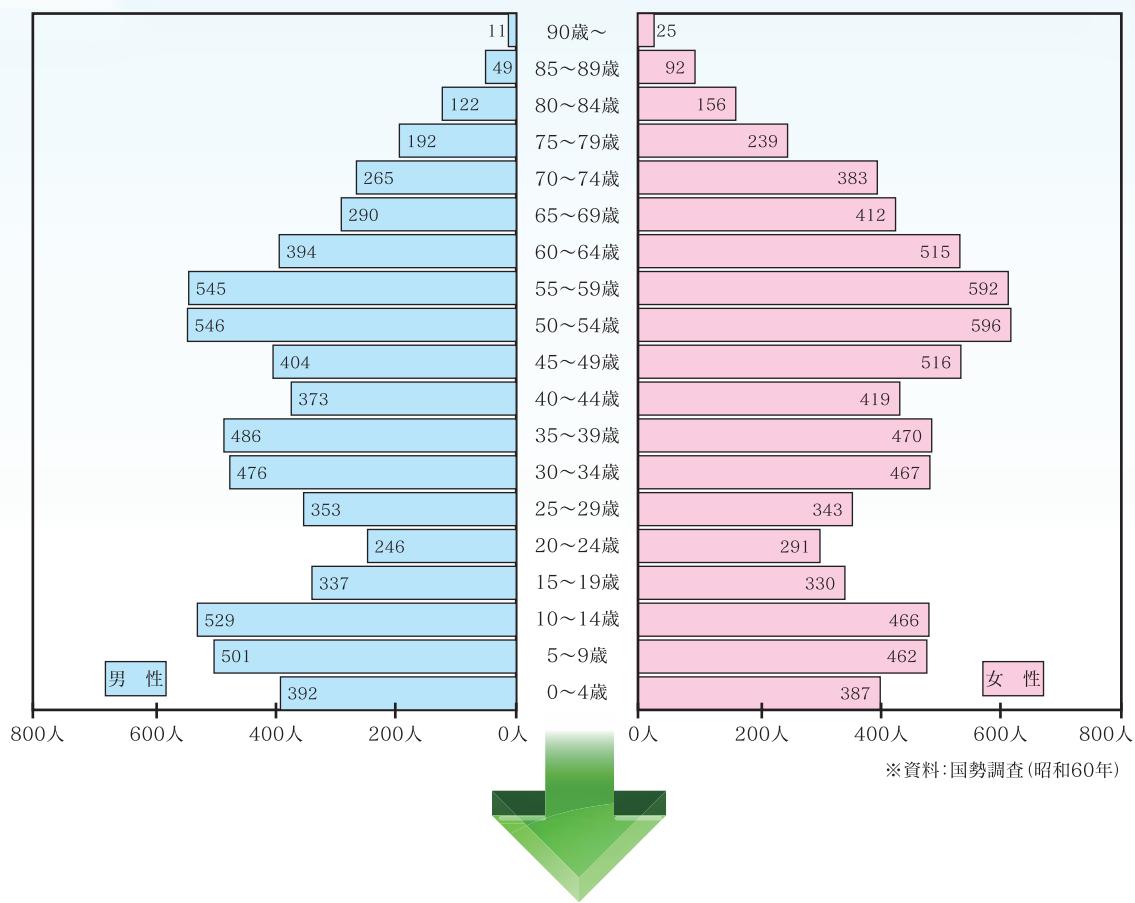


(単位:人)	昭和60年(1985)	平成2年(1990)	平成7年(1995)	平成12年(2000)	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)	
総人口	13,672	12,848	12,022	11,566	11,108	10,421	9,645	8,541	
年少人口(0~14歳)	2,737	2,329	1,908	1,580	1,319	1,145	1,033	897	
生産年齢人口(15~64歳)	8,699	7,984	7,150	6,472	6,002	5,415	4,672	3,782	
15~39歳	3,799	3,204	2,623	2,339	2,134	1,903	1,684	1,274	
40~64歳	4,900	4,780	4,527	4,133	3,868	3,512	2,988	2,508	
老人人口(65歳以上)	2,236	2,535	2,964	3,514	3,787	3,861	3,915	3,857	
65~74歳	1,350	1,484	1,799	1,951	1,822	1,603	1,616	1,688	
75歳以上	886	1,051	1,165	1,563	1,965	2,258	2,299	2,169	
年齢不詳	0	0	0	0	0	0	25	5	
変化率	年少人口	87.2	85.1	81.9	82.8	83.5	86.8	90.2	86.8
	生産年齢人口	94.2	91.8	89.6	90.5	92.7	90.2	86.3	81.0
	老人人口	109.9	113.4	116.9	118.6	107.8	102.0	101.4	98.5

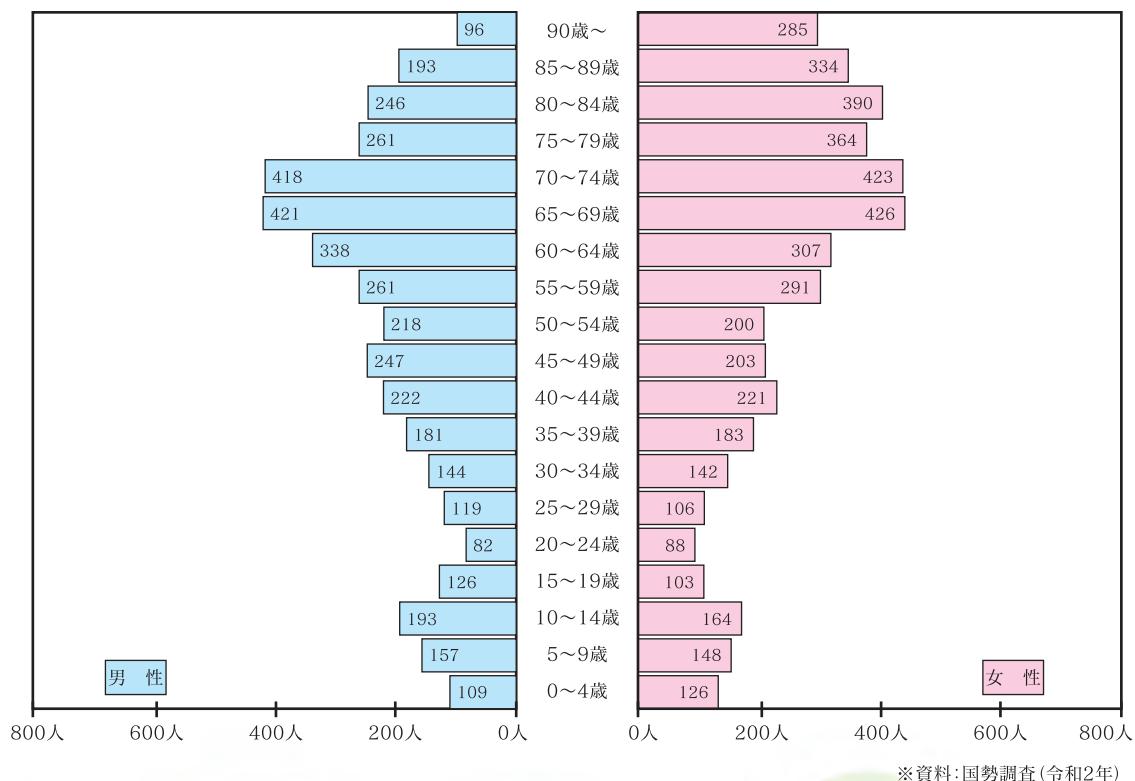
※資料:国勢調査

【年齢5歳区別人口構造の変化(昭和60年(1985年)⇒令和2年(2020年))】

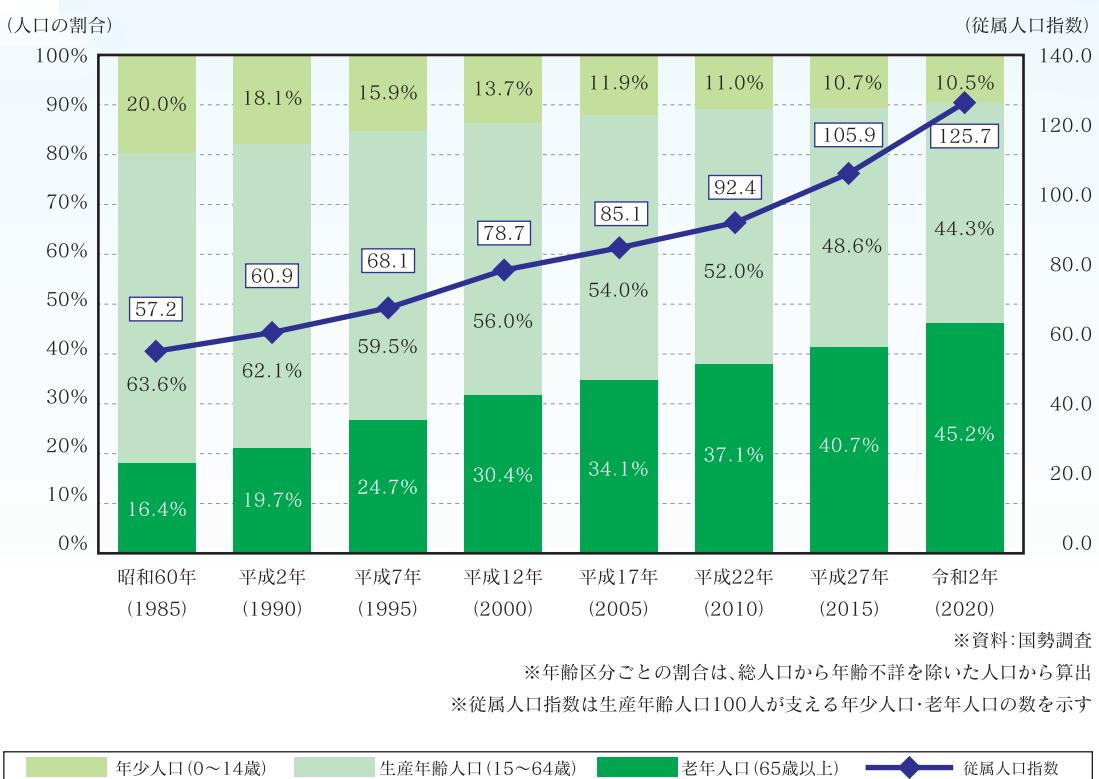
■昭和60年(1985年)の人口構造



■令和2年(2020年)の人口構造



## 【年齢3区分別人口構造と従属人口指数の推移】

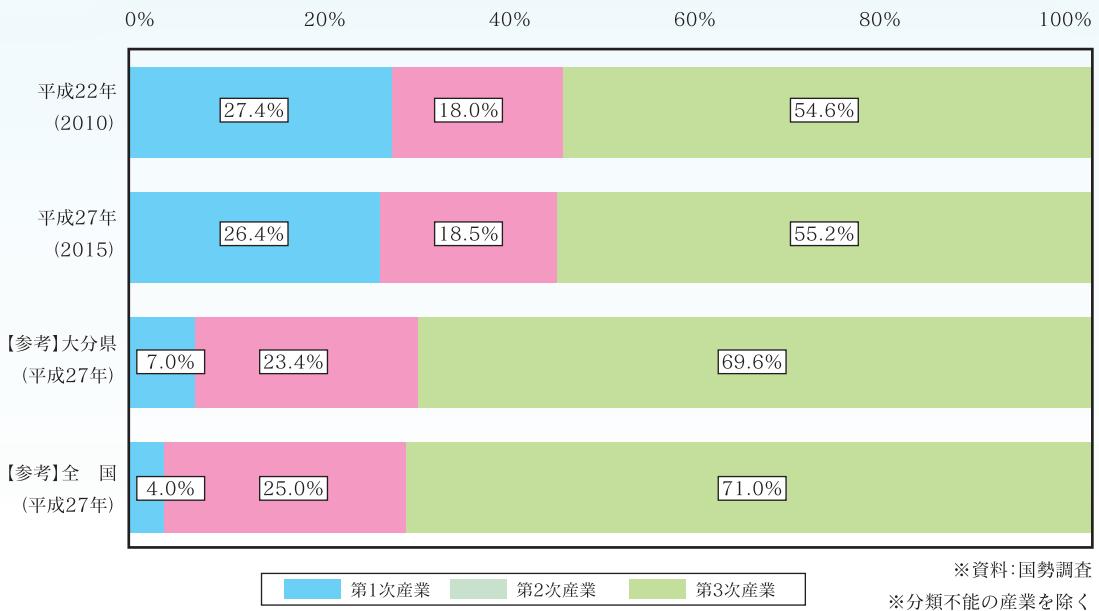


## 【世帯数と一世帯当たり人員の推移(一般世帯)】

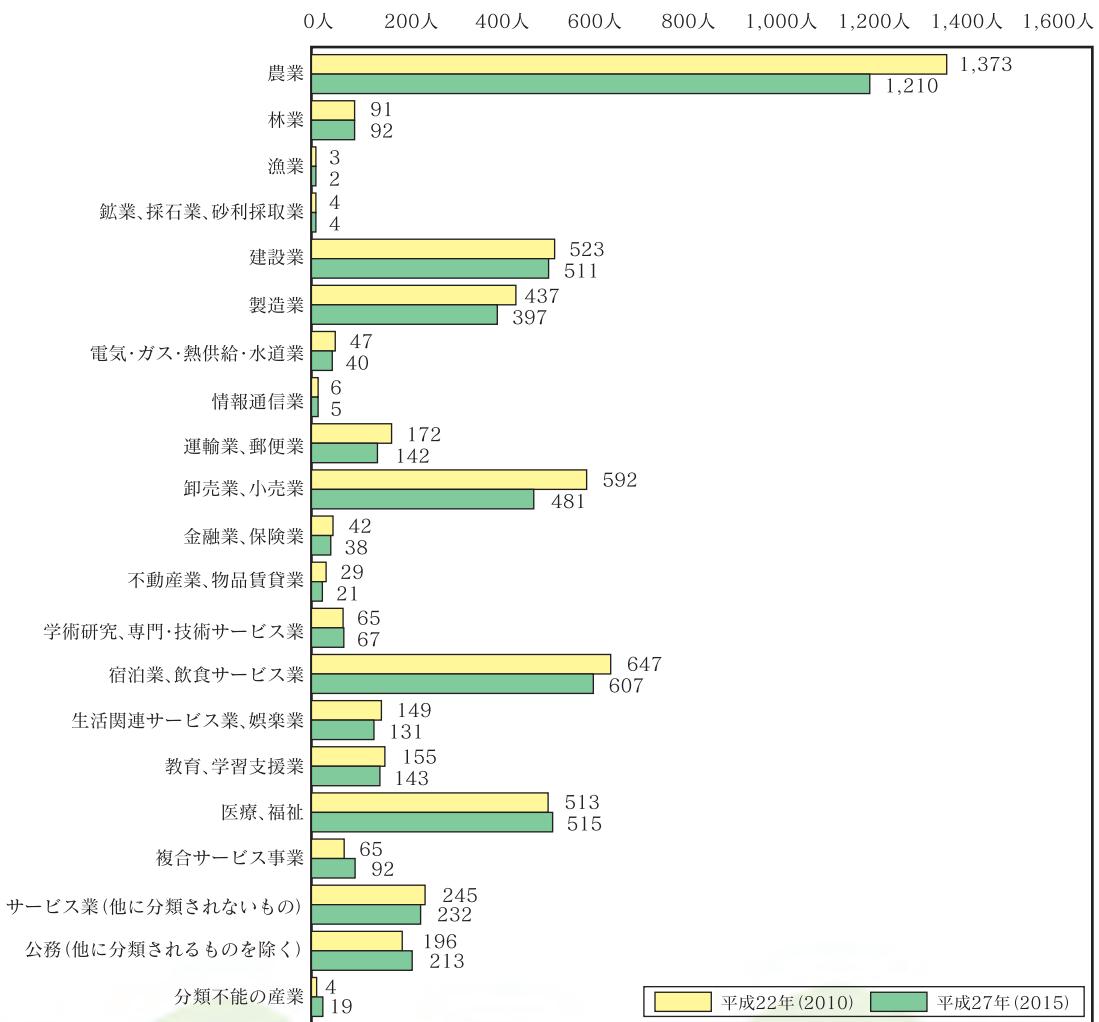


## 産業の状況

### 【産業3部門別就業者の構成比】

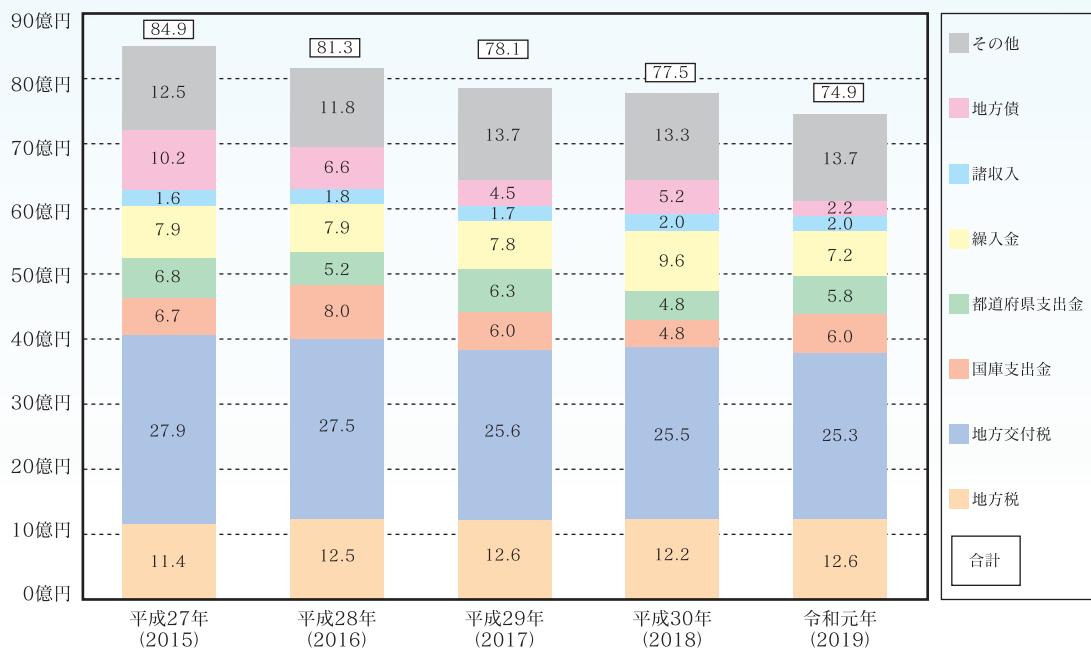


### 【産業大分類別就業者数】



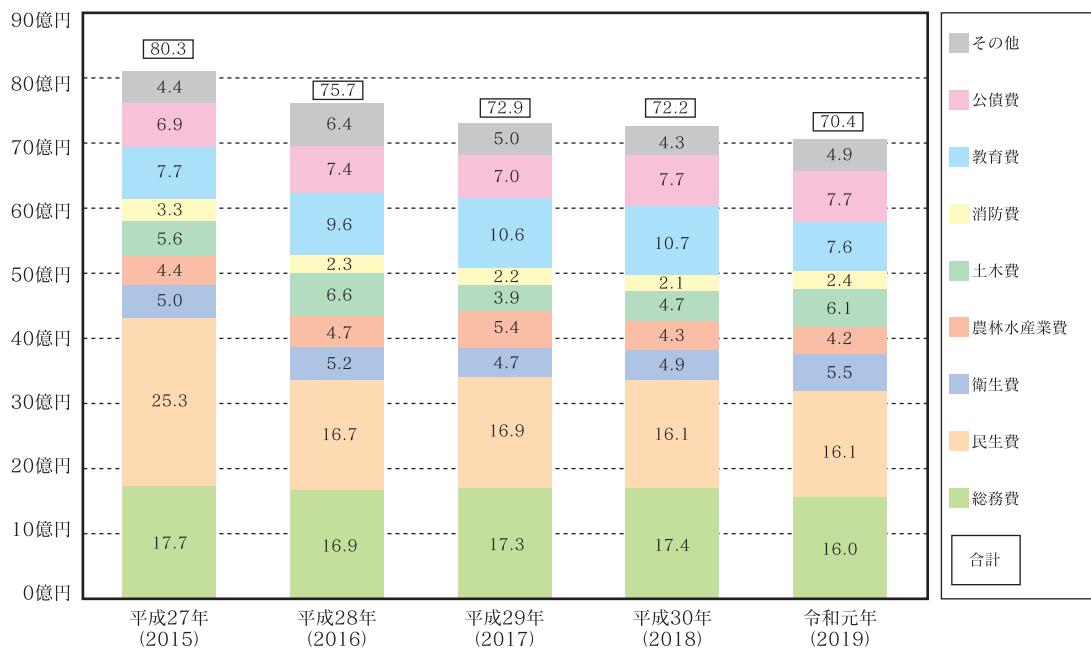
## 行財政運営の状況

### 【歳入決算額の推移】



※資料:総務省「市町村決算カード」

### 【目的別歳出額】



※資料:総務省「市町村決算カード」

## 5. 住民アンケート調査概要

### 調査の目的

本調査は、新たなまちづくりを進めるための指針となる「九重町第5次総合計画」の策定にあたり、九重町の今後のまちづくり等について、住民の皆様のご意見やお考えを把握するため実施しました。

### 実施概要

対象	実施時期・調査方法	回収数
18歳以上の町内居住者 1,000人(無作為抽出)	令和3年4月実施 郵送による配布・回収	回収数:354票 【参考】前回調査は362票

### 調査結果の見方

◇タイトルの横には、質問形態を記載しています。

S A = 単数回答：「1つに○」等、選択肢を1つ選ぶ質問形態

M A = 複数回答：「2つまで○」等、2つ以上の選択肢を選ぶ質問形態

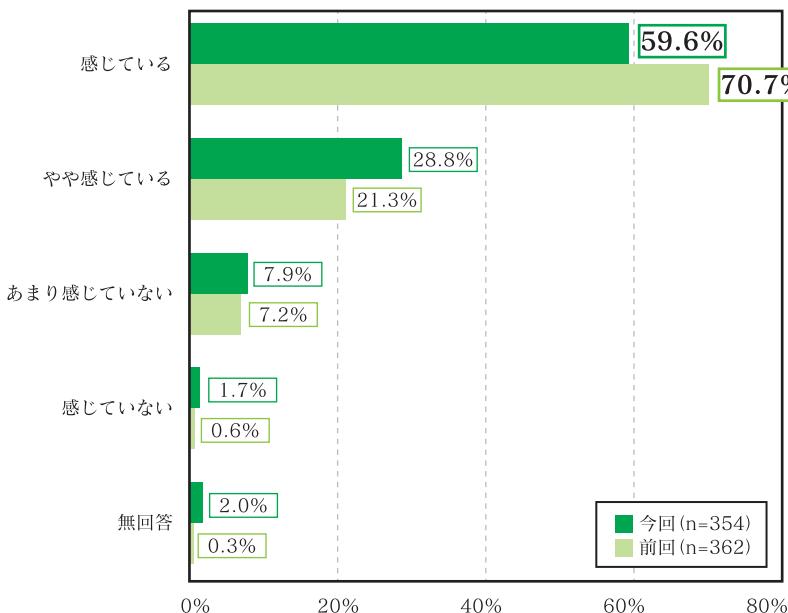
F A = 自由回答：回答を記述する質問形態

◇各グラフの“n”は、当該設間に回答すべき方(回答対象者)の人数を示しています。

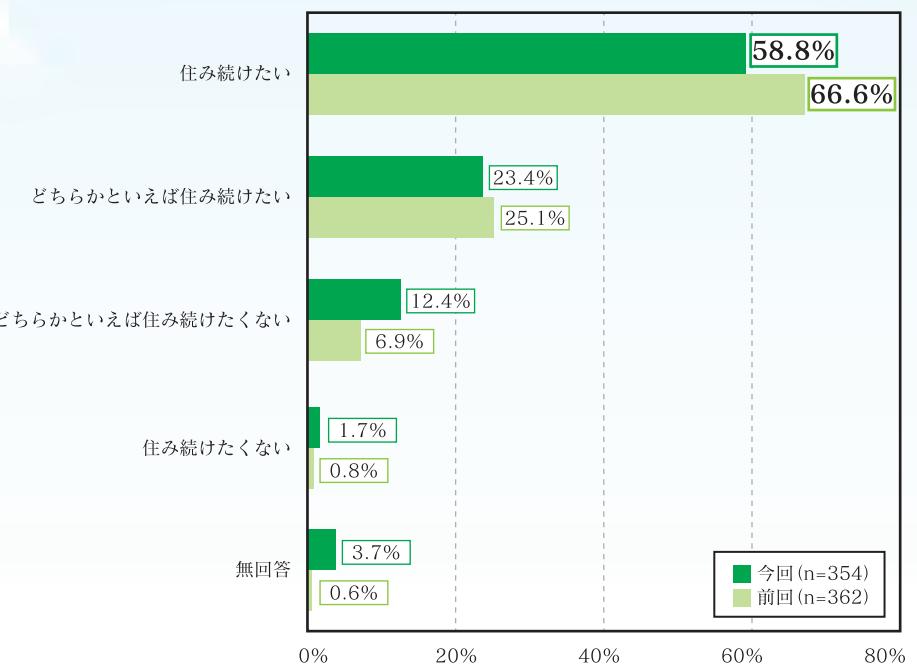
◇集計は、小数点以下を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 調査結果概要

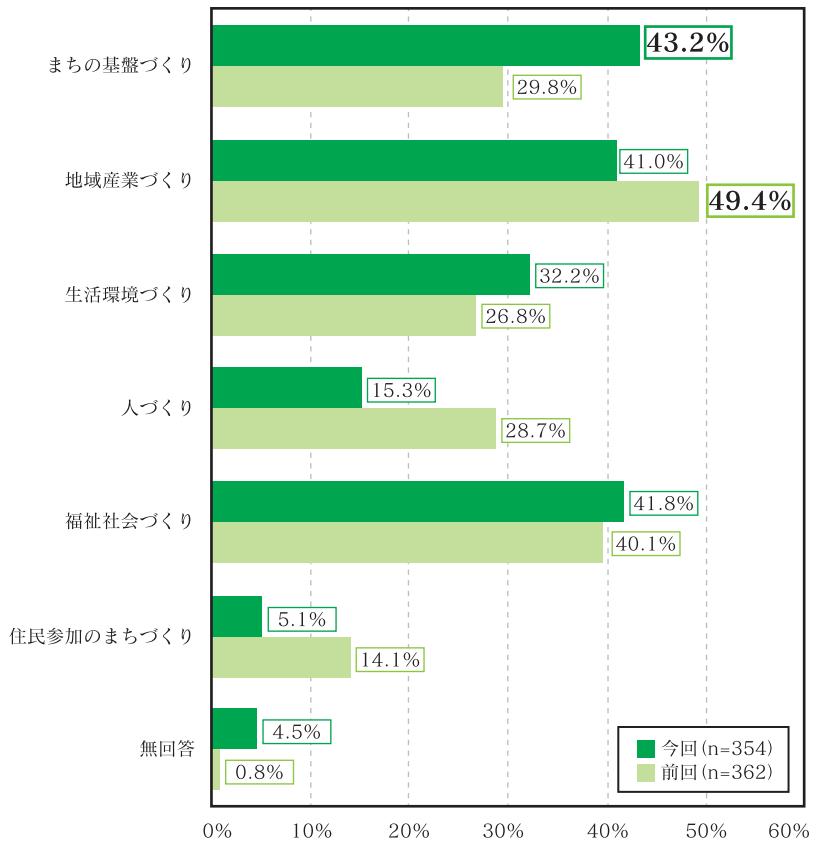
#### 【九重町にどの程度愛着を感じるか(SA)】



## 【九重町に住み続けたいと思うか (SA)】



## 【今後、重視すべき施策の項目 (MA)】



## 【町の施策分野に対する重要度・満足度(SA)】

&lt;満足度・重要度の点数化の考え方&gt;

満足度	重要度	点数化	処理
満足	重要	100点	
やや満足	やや重要	75点	
普通		50点	
やや不満	あまり重要でない	25点	
不満	重要でない	0点	
無回答		除外	

## 【計算例(満足度)】

&lt;回答結果&gt;

不満	10 サンプル
やや不満	20
普通	50
やや満足	30
満足	15
無回答	10
回答対象者	135

&lt;計算式&gt;

$$[(10 \times 0) + (20 \times 25) + (50 \times 50) + (30 \times 75) + (15 \times 100)] / (135 - 10)$$

$$= 54.00$$

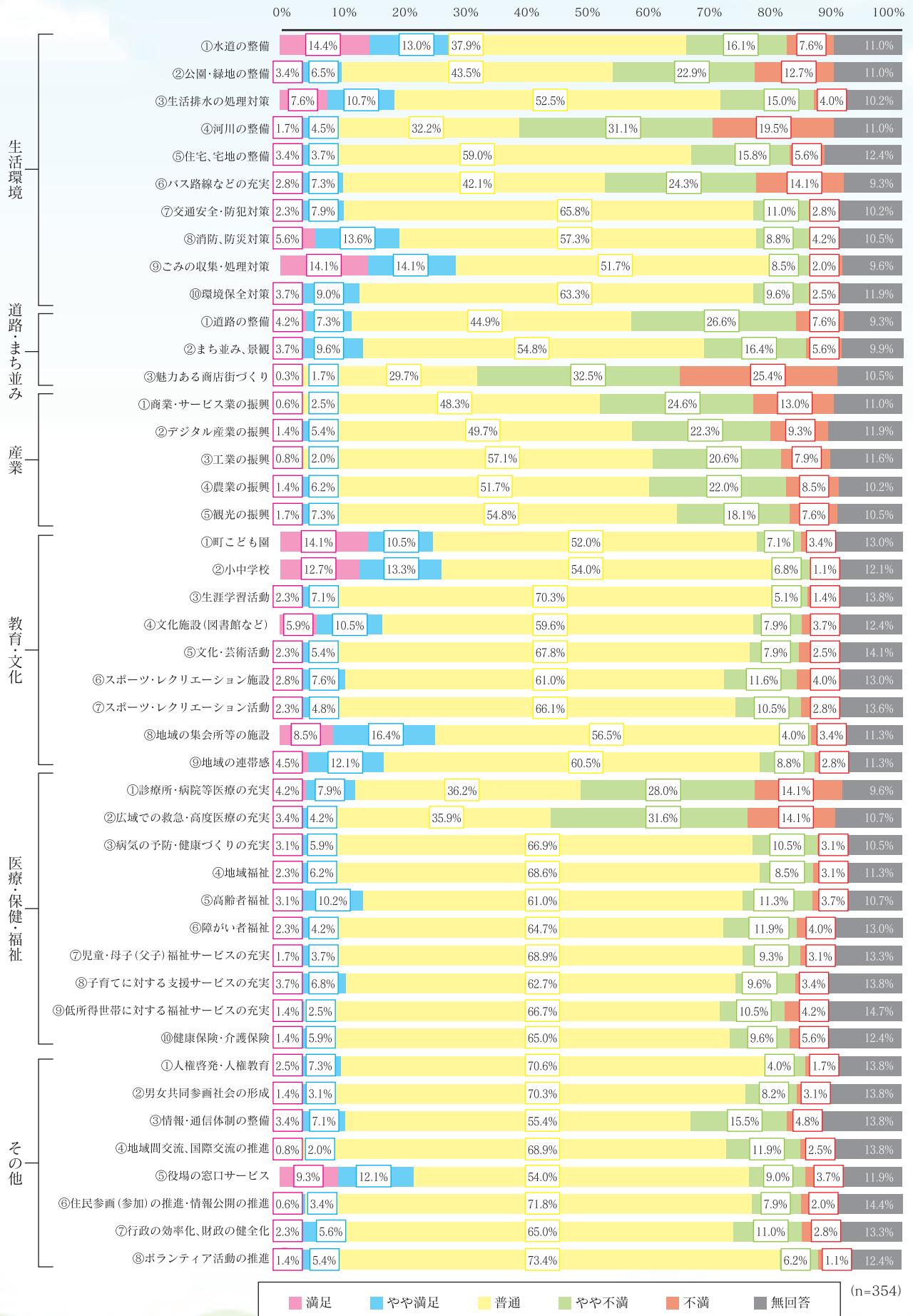
※小数点第3位を四捨五入して算出・表示

## 【点数化後の分野表記】

※点数化後のグラフ中においては、分野の表記を次のように簡略化して表記

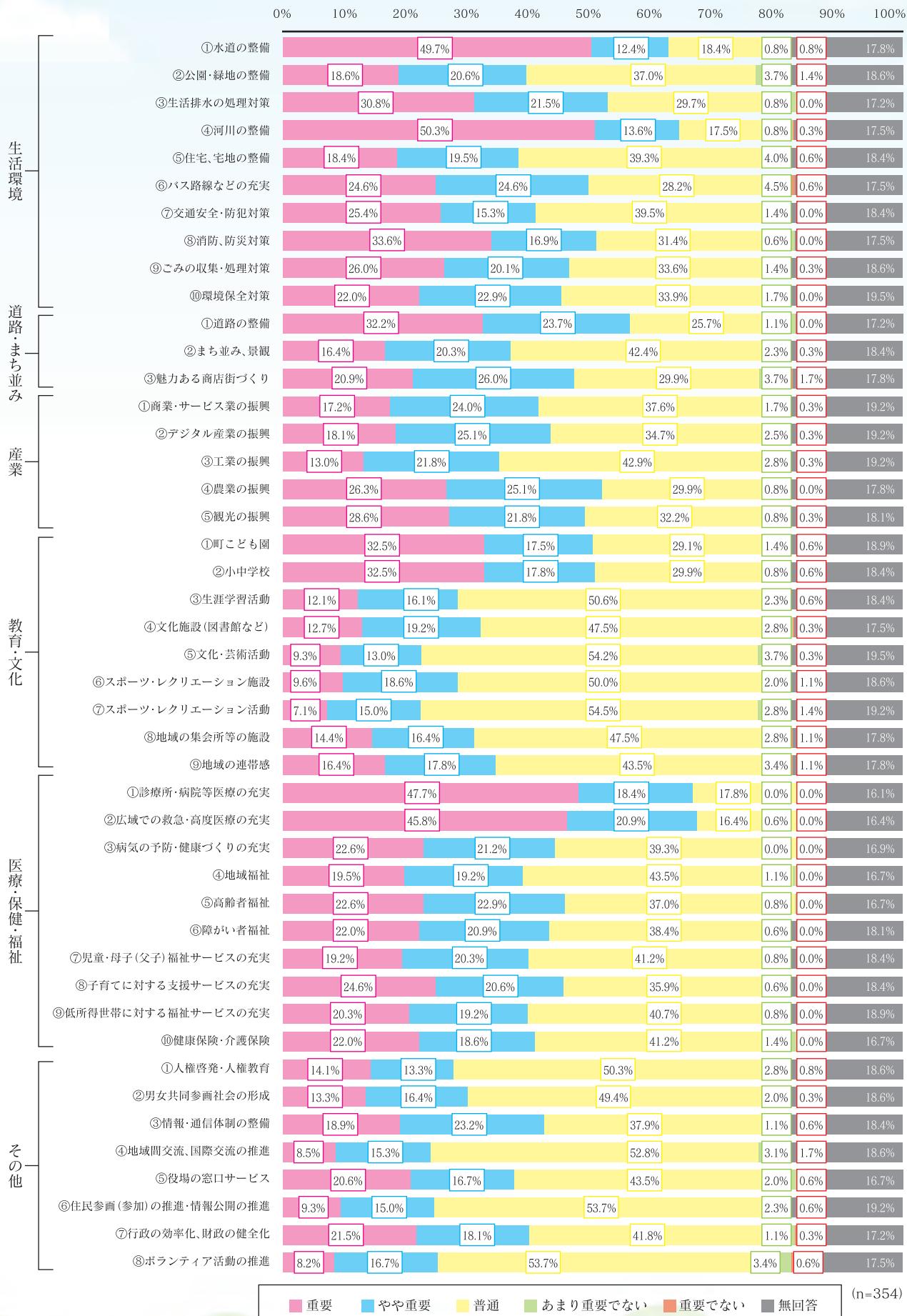
- 生活分野→生活
- 道路・まち並み→まち
- 産業→産業（変更なし）
- 教育・文化→教育
- 医療・保健・福祉→福祉
- その他→その他（変更なし）

## &lt;満足度&gt;

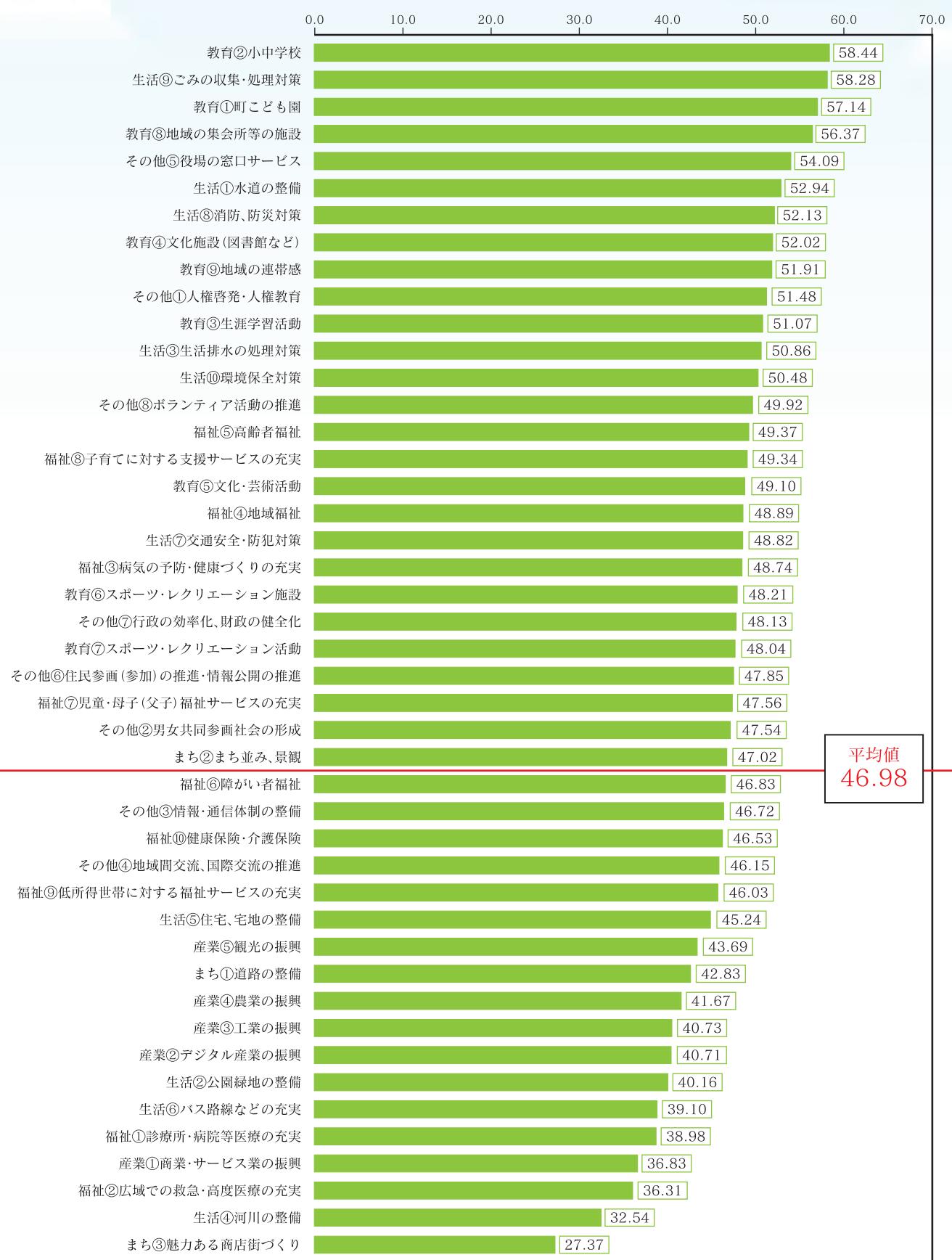


(n=354)

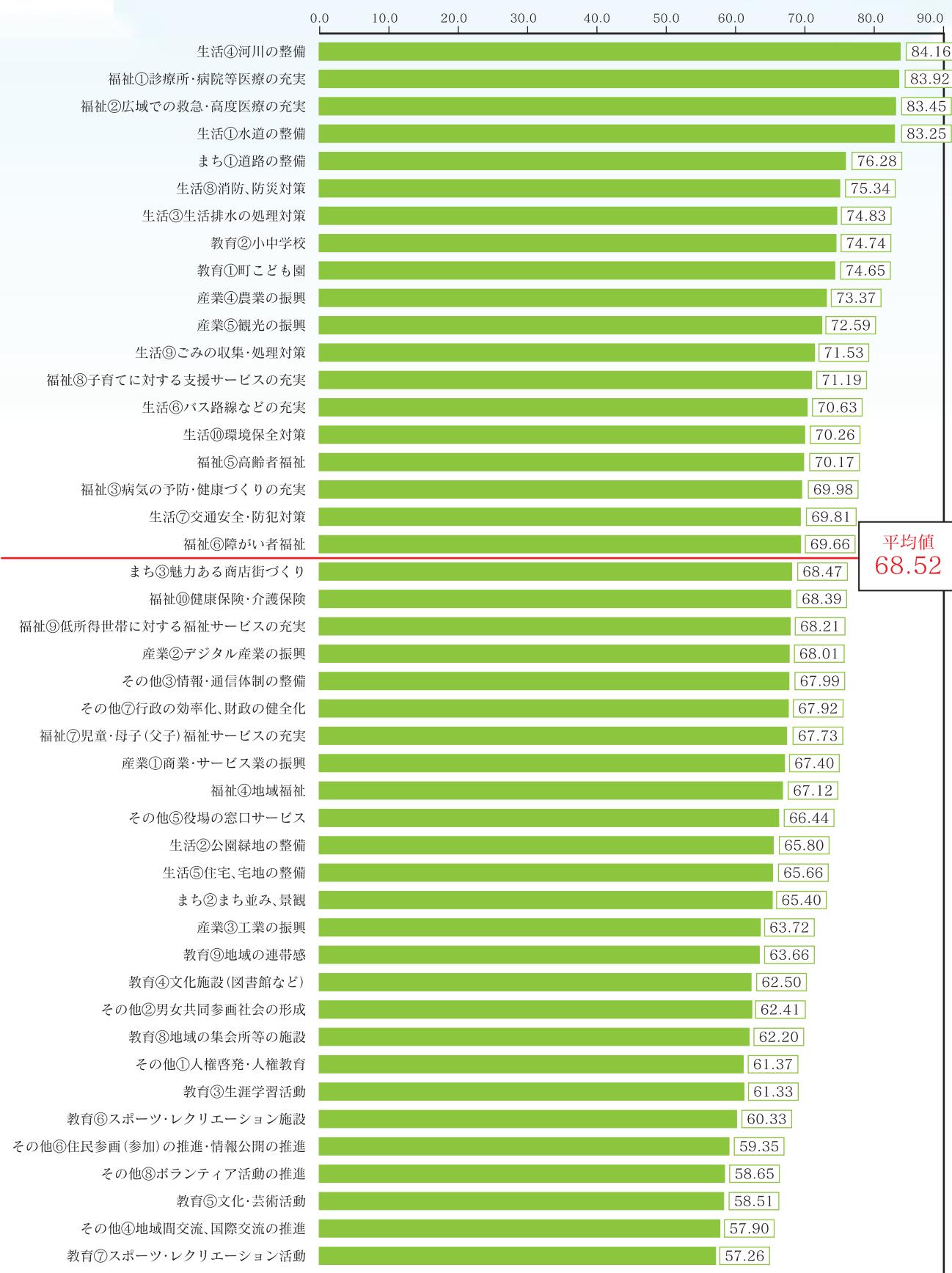
<重要度>



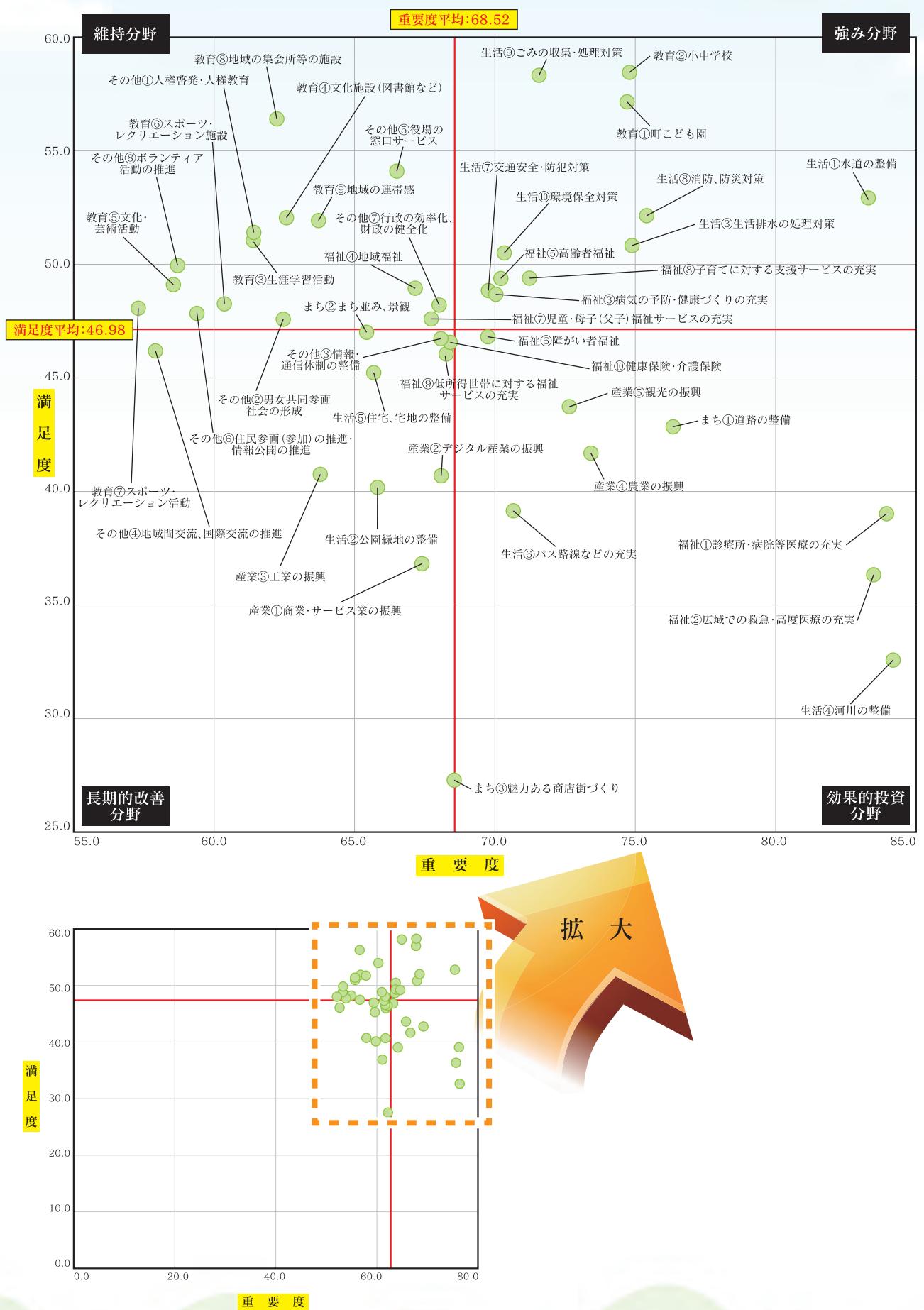
## &lt;満足度の点数化&gt;



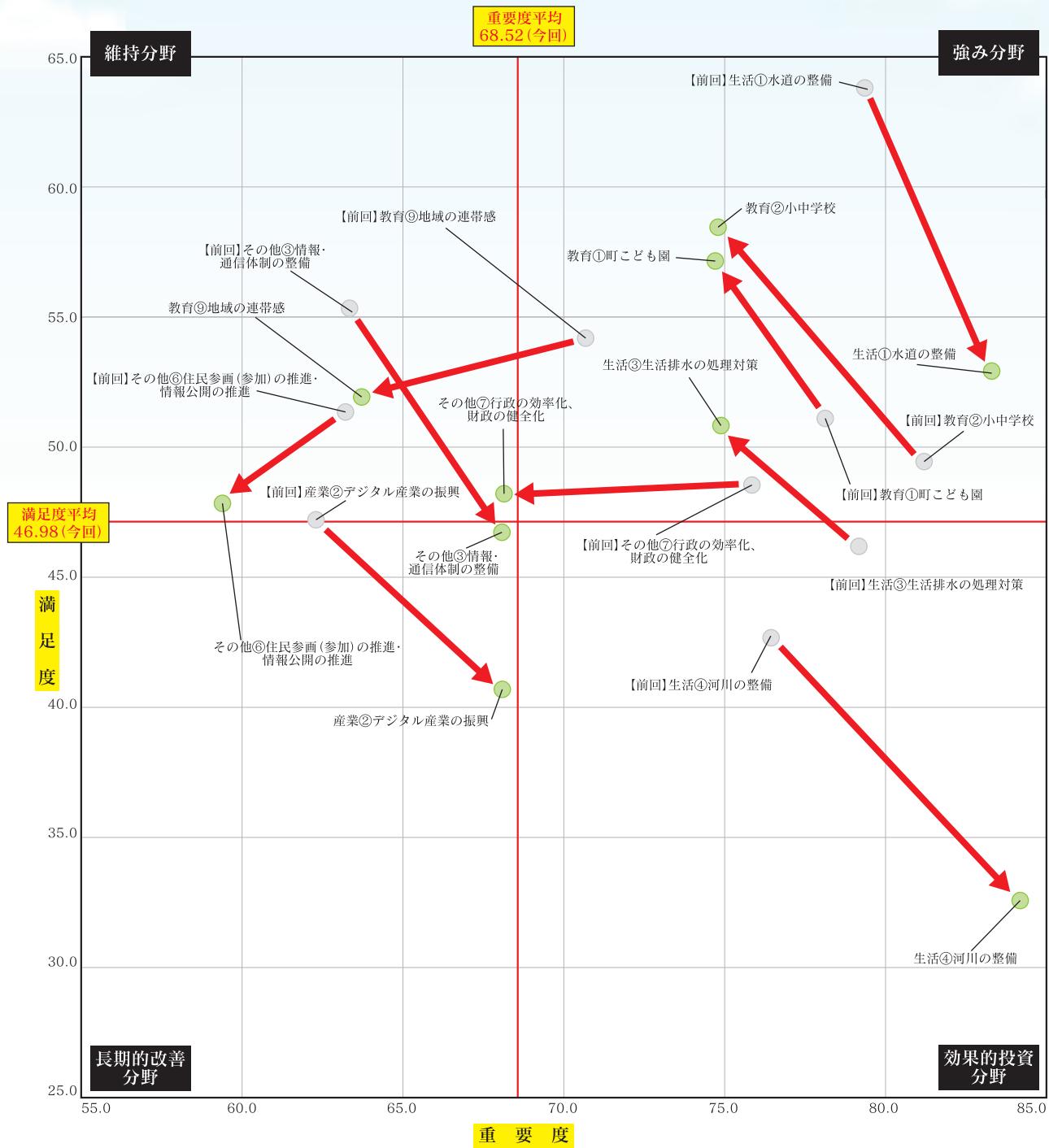
## <重要度の点数化>



## &lt;満足度、重要度の関係性の分析(CS分析)&gt;



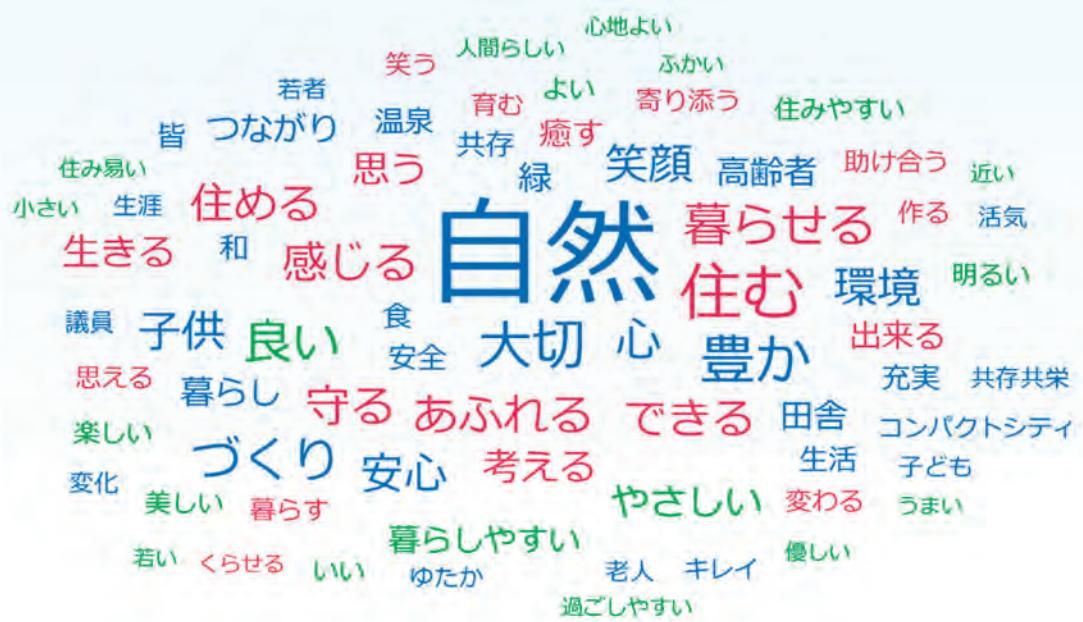
<CS分析(前回比較)> ※変化が特に大きい10の施策分野のみ



## まちのキャッチフレーズ(FA)

※180人が回答

## ～キーワードの出現頻度イメージ～



分類別の意見数		件 数
自然環境		80
愛着、定住、住み良さ		37
つながり、支え合い、住民活動		21
笑顔、生き生き		20
その他		22

## 6. 施策とSDGsの対応関係一覧

目標達成のための施策	SDGs 1 人権 2 気候 3 経済 4 教育 5 健康 6 生産 7 能力 8 経済 9 環境 10 住 11 建 12 地域 13 住 14 環 15 住 16 住 17 経
基本目標1 こころを繋ぎ、みんなでつくるまちづくり	
1-1 協働のまちづくりの推進 ①まちづくりコミュニティの推進 ②情報共有の推進 ③民間活力の活用	
1-2 男女共同参画社会の実現 ①啓発活動の推進 ②まちづくりにおける女性参画の推進 ③男女に関する人権保護と相談体制の充実	● ● ● ● ● ●
1-3 人権尊重社会の実現 ①部落差別解消の推進 ②人権教育と啓発の推進 ③相談体制の充実	
1-4 持続可能な行政財政経営の推進 ①行政評価の実施 ②健全な財政運営の推進 ③公共施設マネジメントの推進 ④電子自治体の推進 ⑤産学官連携の推進	● ● ● ● ● ● ● ● ●
基本目標2 地域の資源を活かし、いきいき働けるまちづくり	
2-1 農林畜産業の振興 ①農業生産基盤の保全管理 ②担い手の確保・育成 ③地域ブランド化の推進 ④林业の振興 ⑤畜産業の振興	● ● ● ● ●
2-2 商工業の振興 ①経営基盤の強化 ②地域内外の消費活性化 ③人材育成・創業・事業承継の推進 ④企業誘致及び雇用・労働対策	
2-3 観光の振興 ①観光拠点等の環境整備 ②広域観光の推進 ③観光情報の発信 ④地域資源を活用した観光振興	● ● ● ●
基本目標3 自然とともに、心地よく暮らせるまちづくり	
3-1 循環型社会・再生可能エネルギーの推進 ①地球温暖化防止への取組 ②ごみの減量化及び資源化の推進 ③環境美化の推進 ④再生可能エネルギー活用の推進	
3-2 環境保全の推進 ①生物多様性の推進 ②景観保全と景観計画の策定 ③総合的な水環境保全 ④適切な土地利用	● ● ● ●
3-3 住環境の整備 ①安全・安心な住環境づくり ②安全な飲用水の確保 ③移住・定住の促進 ④特定空き家対策	
3-4 道路・交通網の整備 ①道路整備と維持管理 ②交通・移動手段の確保	● ● ●
3-5 デジタル社会への対応 ①情報化の推進 ②デジタルデバイド対策 ③情報セキュリティの確保	

目標達成のための施策		SDGs 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17															
基本目標4 安全・安心な暮らしを守るまちづくり																	
4-1 防災・減災の推進													●	●			
①防災・災害情報機能の充実														●	●		
②災害復旧と減災対策													●	●	●		
③防災意識の啓発					●								●	●	●		
④防災体制の充実													●	●	●		
4-2 安全な暮らしの推進													●				
①消防施設・体制の充実強化																	●
②防犯対策の推進					●	●											
③交通安全の推進			●	●													
④消費生活相談の充実																	●
基本目標5 助け合い、みんなで支えるまちづくり																	
5-1 健康づくりの推進																	
①健康づくりの推進					●												
②こころの健康づくりの推進					●												
③地域医療体制の確保					●								●				
5-2 地域福祉の充実																	
①支え合う地域づくりの推進						●							●				
②まるごと受け止め支える体制づくり													●				
③地域福祉の担い手確保					●												●
5-3 結婚・出産・子育て支援の充実																	
①結婚・出産・子育ての希望への支援						●		●									●
②子育て不安の解消					●												●
③子どもの居場所・交流の場づくり						●							●				
④保育サービスの充実						●							●				
⑤子どもの健やかな成長の支援					●	●											
5-4 高齢者福祉の充実																	
①認知症と共生するまちづくりの推進							●						●				
②介護予防サービス事業の推進							●										
③高齢者福祉サービスの推進					●		●						●	●			
④見守り・支え合い体制の構築							●						●	●			
⑤高齢者の介護事業と保健事業の一体化							●										●
5-5 障がい者福祉の充実																	
①障がい福祉サービスの充実					●		●										
②社会参加の促進						●							●				
③地域社会の理解促進																	●
④権利擁護支援地域連携ネットワークの構築					●		●										●
基本目標6 地域に学び、ひとを育て、未来が輝くまちづくり																	
6-1 幼児教育・学校教育の充実																	
①幼児教育の充実								●									
②確かな学力の向上								●									
③豊かな心・健やかな体の育成					●			●									
④小・中学校の連携と「ふるさと学」の推進								●									●
⑤いじめ・不登校の解消								●									●
⑥コミュニティスクールの推進								●									●
6-2 社会教育の推進																	
①社会教育の推進								●									
②社会教育機能・施設の充実								●					●				
③人材育成の推進																	●
④国際交流の推進														●	●	●	
6-3 文化・スポーツの推進																	
①文化事業の充実								●					●				
②文化財の保存・継承								●	●				●				
③生涯スポーツの推進								●	●								
④文化・スポーツ施設の充実								●					●				

---

## 【九重町第5次総合計画】

令和4年3月作成

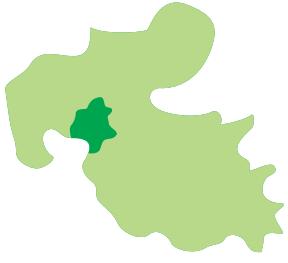
編集・発行/九重町

〒879-4895

大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1

TEL.0973-76-2111 FAX.0973-76-2247

---



KOKONOE-TOWN

